## 山手台東2丁目公園の道路沿い樹木の剪定と注意喚起看板の修理

## 1. 樹木の剪定

PTAより公園の木が低く道路にはみ出ており通行の妨げになっているとの訴えがあり、 道路面より3m以下ではみ出ている山桃と楠木の枝を"あそぼうかい花クラブ"の有志で 剪定しました。

また山桃の木は自治会館に覆い被さって来ており、素人で剪定できる高さまでの枝の剪定を行ないました。

高い場所の枝剪定は来年度予算取りをし業者に依頼する予定です。

(剪定前)

山桃

(剪定後)

(剪定前)

楠木

(剪定後)









(剪定前)

山桃

(剪定後)





\* 道路の構造について定めた道路法及び 道路構造令の規定により、原則として 車道は4.5m、歩道は2.5m以下の空間に 構造物を設置してはならないとされています。 また道路法及び車両制限令の規定では、 道路を通行できる車両の高さは原則3.8m以下 とされていることから、この数値を基準とする 場合もあります。

## 2. 注意喚起看板の修理

公園に5年前に設置された注意喚起看板の 支柱が木杭で腐食し折れたのと、看板が 傷んだ為、看板の作り変えと木杭を樹脂杭に 取り換えしました。





2022年11月26日 宝塚山手台東自治会